

研修
講師料

教材費

講師謝金
・交通費

長野県内中小専業者限定

県が女性社員の 研修費用の一部をサポート！

キャリア形成支援補助金

令和2年度働く女性のキャリア形成研修も可
先着順

最大
補助額

40,000円



長野県

県民文化部人権・男女共同参画課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

☎026-235-7102 (直通)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

[長野県は「SDGs未来都市」です]

働く女性のキャリア形成支援事業補助金のご案内

長野県では、県内で働く女性の活躍を促進するため、県内の中小事業者が雇用する女性のキャリア形成を目的とする研修に要する経費の一部を補助します。

補助対象者	県内に本社又は主たる事業所を有し、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者
補助対象研修	女性労働者本人のキャリアアップ等に関する研修 ※令和3年2月28日までに研修が終了すること
補助対象経費	次の1又は2のいずれか一方の経費 1 補助対象者に常時雇用される女性労働者が、補助対象研修に参加する際の経費で次に掲げるもの。 （1）受講料 （2）研修で使用する教材費 2 補助対象者が、主として女性労働者が参加する補助対象研修を自らの事業所内等で企画・実施する場合の経費で次に掲げるもの。 （1）研修講師に係る謝金及び交通費 （2）研修で使用する教材費 ※ 研修は、オフライン、オンラインを問いません ※ パソコンや周辺機器の整備費、通信費等は対象としません ※ 研修受講者の交通費、食費及び宿泊費等は対象としません
補助額	補助対象経費の 1/2以内の額 （1,000円未満切り捨て）
補助金の限度額等	研修1件につき 30,000円 ただし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ている場合は、研修1件につき40,000円 ※ 交付決定は、1事業者につき研修2件まで ※ 同一の研修等を2件に分けて申請することはできません（同じ研修内容で日程が異なるものは、同一の研修とみなします）
申請手続	<p>申請者 県</p> <p>交付申請書の提出* → 交付決定 → 研修の参加・実施 → 実績報告</p> <p>額の確定 → 補助額の請求 → 指定口座へ振込</p> <p>*研修が開始される日の1か月前まで (交付決定前に研修の申込等を行うときは 事前着手届を提出)</p>

詳細は、[県公式サイト](https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/danjo/careerkeiseihojo.html)をご確認ください。

県公式サイト ▶ 暮らし・環境 ▶ 人権・男女共同参画
▶ 男女共同参画 ▶ 働く女性のキャリア形成支援事業補助金

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/danjo/careerkeiseihojo.html>

